

警察庁資料「STOP！ネット犯罪」より②

～業務妨害、不正アクセスなど子どもによる犯罪も多発～

◇ 非行

CASE1 こらしめてやろうと思って

男子高校生は、ゲームを有利に進められる不正ソフトウェア「チートツール」を装った遠隔操作ウイルスをインターネットにアップロードし、これをダウンロードした者のコンピュータに感染させるなどした。



ウイルス作成等、ITスキルの悪用が社会を混乱させる犯罪行為となります。

刑法（不正指令電磁的記録供用）

（3年以下の懲役または50万円以下の罰金）

CASE2 自分の技術を自慢したくて

少年は、中学・高校の生徒の成績などをインターネット上で管理するシステムにアクセスし、生徒の名前や住所、成績などの大量の情報を不正に盗み出した。



他人のID・パスワードを勝手に使って、システムにアクセスすると、犯罪になります。

不正アクセス禁止法違反

（3年以下の懲役または100万円以下の罰金）

CASE3 いたづらをしようと思って

男子中学生は、インターネットの掲示板に「小学校に小型時限爆弾を仕掛けた。子どもの大半は死ぬだろう」などと投稿し、小学校を臨時休校させるなど、業務を妨害した。



爆破予告などの犯行予告は重大な犯罪です。インターネット空間なら何をしてもよいということは絶対にありません。

刑法（威力業務妨害）

（3年以下の懲役または50万円以下の罰金）

CASE4 子どもが誘うのも犯罪です

女子中学生は、出会い系サイトに「デートだけで高額なお小遣いをくれる方はいませんか。私は14歳です。」などと書き込みをした。



出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、子どもであっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

（100万円以下の罰金）

注：典型的な適用罪名を記載

<参考>・警察庁「STOP！ネット犯罪ーうちの子どもは大丈夫と思っていませんか？」

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/news_2018_stop_cyber_crime.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 角田

☎0776-20-0745（直通） メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp